# 日本バイオ炭普及会(Japan Biochar Association)

## 会則

## 第1条(名称)

本会は日本バイオ炭普及会(Japan Biochar Association 略称 JBA)と称する。

## 第2条(事務局)

本会の事務局は一般社団法人日本クルベジ協会(大阪府茨木市下穂積2丁目8-13-211)に置く。

## 第3条(目的)

本会は農林・畜産・水産業、環境事業、土木建築業、微生物工業など、生物がかかわる分野における炭化物及びその副産物の利用開発を図るとともに、会員相互の交流を深め、得られた知識・技術を国内外に普及し、生物資源の生産と環境の保全並びに地球温暖化の抑制に資することを目的とする。

## 第4条(事業)

本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 現地検討会、シンポジウム等の集会の開催 随時
- (2) ホームページ等による広報
- (3) 普及のための研修会、セミナーなどの開催
- (4) 外国の関連団体との連携にかかわる業務
- (5) 国際集会の受け入れ及び支援
- (6) 地球温暖化ガス削減等に関する認証業務
- (7) バイオ炭の規格制定業務
- (8) バイオ炭の品質管理業務
- (9) その他

### 第5条(会員)

本会の会員は(1)個人会員、(2)法人・団体会員、(3)名誉会員とする。

## 第6条(入会)

本会に入会を希望する者は、本会あてに所定の申込書を提出し、入会できるものとする。ただし、法人会員については、会長の承認を得るものとする。

## 第7条(退会)

本会を退会する者は、本会あてに所定の退会届を提出しなければならない。なお、退会による会費の返還は行わない。

## 第8条(除名)

本会の名誉を著しく傷つけたと判断されるものについては、常任幹事会の議を経て、これを除名することができる。

## 第9条(会議)

本会に総会、常任幹事会、幹事会および特別部会を置く。

- (1)総会は個人会員、法人・団体会員の代表者、名誉会員を持って構成し、 会長が招集する。総会では次の事項を行う。
  - 一、常任幹事会の運営状況の報告
  - 一、本会の解散

解散の議決はその出席者、または委任状によって行われ、その過半数の 賛成によって可決される。可否同数の場合は議長がこれを決定する。

- (2) 常任幹事会は会長、副会長、事務局長、常任幹事によって構成し、会長が招集する。その議決は出席者によって行われ、その過半数の賛成によって可決される。本会の運営にかかわる次の事項を審議・決定する。なお、会計監査はオブザーバーとしての参加を認める。
  - 一、事業計画及び予算の承認
  - 二、事業報告及び決算の承認
  - 三、会則の改正

四、その他本会の事業逐行にかかわる重要事項

- (3) 幹事会は会長、副会長、事務局長、常任幹事、幹事によって構成し、必要に応じて会長が招集する。幹事会は本会の運営にかかわる事項に関して意見を聴取する場とする。なお、会計監査はオブザーバーとしての参加を認める。
- (4) 特別部会は会長が必要に応じて設置する。

### 第10条(役員)

本会に次の役員を置く。

- (1) 会長(1名)は本会を代表して会務を統括し、幹事会及び総会を招集し、 その議長を務める。
- (2) 副会長(若干名)は会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代 行する。
- (3) 事務局長(1名) は事務を統括して会の運営に当たる。
- (4) 会長、副会長および事務局長を三役とする。

- (5) 常任幹事・幹事は庶務、会計、集会、国際関係、広報などの会務を分担 し、会の運営に当たる。
- (6) 会計監査(2名)は本会の経理を監査し、その結果を総会で報告する。

## 第11条(役員の選任)

本会の役員は以下の手続きによって選任される。

- (1) 会長は三役が推薦し、常任幹事会の議を経て選任される。
- (2) 副会長は会長が推薦し、常任幹事会の議を経て選任される。
- (3) 幹事・常任幹事は三役が任命する。
- (4) 会計監査は常任幹事会の議を経て、選任される。

## 第12条(役員の任期)

役員の任期は3年とし、再任を妨げない。

## 第13条(顧問)

本会には、顧問を若干名置くことが出来る。顧問は常任幹事会の承認を得て、会長が委嘱する。

## 第14条(収入・支出)

本会の収入は寄付金、その他の基金によるものとする。本会の運営に必要な経費は、これらの収入によって支弁される。

## 第15条(事業年度)

本会の会計年度は毎年1月1日に始まり、12月31日に終了する。

### 第16条(細則)

本会の運営上、随時必要となる重要事項については、別に細則を定める。

### 第17条(会則の変更)

本会側の改定は、常任幹事会の議を経て行われる。

### 第18条(補則)

設立時の会長は、発起人会の推薦のもと、総会の議を経て行われる。

2015 年 5 月 30 日 第 2 回 JBA 総会にて第 9 条修正決議

第3回 JBA 総会にて第4条修正決議 2011.09.15@立命館朱雀キャンパス

第8回JBA総会にて第2条・第4条・第9条・第12条・第13条修正決議 2015.05.30@立命館大学大阪いばらきキャンパス

> 第16回JBA 総会にて第9条・第11条・第13条・第17条修正決議 2023. 9. 8@東京たま未来メッセ